

川口市産業技術・技能者顕彰制度審査委員会要綱

(設置)

第1条 川口市産業技術・技能者顕彰制度要綱4条第3項の規定に基づき顕彰を受ける者の選定を公正かつ適切に行うため、川口市産業技術・技能者顕彰制度審査委員会を置く。

(委員会の職務)

第2条 審査委員会は被顕彰者について、総合的な見地からの顕彰を行なうことの適否を審査して市長に意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 審査委員は、川口市産業技術・技能者顕彰制度要綱第1条の目的のため、産業技術・技能に関する有識者で、市内の産業において卓越した技術・技能を有する者を審らかに把握することのできる公正な職にある者及び産業技術情報に関して公正に入手把握することのできる公正な職にある者をもって審査する専門性が必要とされ、公募による広く意見を求める審査事項には適さないことから、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 川口市内産業経済関係団体から推薦された有識者
- (3) 技術技能振興関係団体から推薦された有識者
- (4) 報道関係団体（川口記者クラブ）から推薦された有識者
- (5) 川口市内労働者関係団体から推薦された有識者

3 審査委員は、原則として連続2期まで再任できるものとする。ただし、知識経験者および第2項第2号から第5号までに掲げる者で推薦母体からの特段の推薦があった場合はこの限りでない。

(会長及び副会長)

第4条 審査委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会は、応募者の技術、技法、職歴を始めとする個人情報及び事業所における産業技術、技法、技術提携・研究機関等のいわゆる企業情報に関する事項を審査することから非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 審査委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委嘱期間)

第7条 委員の委嘱期間は2年間とする。

- 2 委員が第3条による推薦母体から離れた場合は委員の職を失うものとし、欠員を生じた推薦母体から新たに推薦を求め委嘱を行い、後任委員の委嘱期間は前任委員の残任期間とする。

(報償等)

第8条 審査委員が、当該審査会に出席した場合は報償金を支払うものとし、口座振替の方法により支払うものとする。

2 審査委員の報償金は、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところの産業労働行政審議会委員の報酬と同額とする。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局を経済部経営支援課に置く。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。